



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 本 州 化 学 工 業 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 船 越 良 幸
(コード 4115 東証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 人 事 総 務 部 長 津 川 和 人
(TEL 03-3272-1481)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 86 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記とおりにお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 27 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 36 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款 27 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日(予定)

以上

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>